

## 公平で、包摂的、そして性自認や性の多様性に基づく差別のない IOC の枠組み

### はじめに

---

差別を受けることなく、健康、安全、尊厳が尊重される方法でスポーツを行う権利を誰もが有している。同時に、競技スポーツ、特にハイレベルな組織的競技大会の信頼性は、どのアスリートも他のアスリートに比べて不公平で不均衡な優位性を持つことのない同じ競争条件に基づいているかどうかにかかっている。

国際オリンピック委員会 (IOC) は、オリンピック憲章に謳われている原則に則り、この「公平で、包摂的、そして性自認や性の多様性に基づく差別のない IOC の枠組み」を通じて、すべての人にとって安全で快適な環境を促進することを目指している。また、この枠組みは、特に女性カテゴリーのハイレベルな組織的競技大会における公平性を確保する上で、参加資格基準が中心的な役割を果たすと考えられる。

この枠組みは、(オリンピックアジェンダ 2020+5 で示されているように) IOC が公約している人権尊重の一環として、また、ジェンダー平等と包摂を促進するための行動の一環として発行されるものである。

IOC は、この枠組みを発表するにあたり、アスリートが他のアスリートに対してどのように不均衡な優位性を持ちうるかの判断は、各競技の性質を考慮した上で、各競技とその統括団体の責任において行わなければならないと認識している。したがって IOC は、各国の法的権限の管轄やスポーツシステムが大きく異なる中で、すべての競技、種別、種目の参加資格基準を定義する規則を定める立場にはない。

したがって、この枠組みの目的は、競技団体、特にエリートレベルの競技大会の開催団体に対して、その競技に適用される基準を策定するための原則的なアプローチを提供することにある。また、競技団体は、それぞれの状況に応じて、倫理的、社会的、文化的、法的な側面を考慮する必要がある。

この枠組みは、アスリートや関係者(ステークホルダー)との幅広い協議を経て作成された。これには、アスリートコミュニティのメンバー、国際競技連盟やその他の競技団体、さらには人権、法律、医学の専門家が含まれる。また、この枠組みは、2015 年のコンセンサス・ステートメントを含む、この件に関する IOC の過去の声明を置き換え、更新するものである。

この枠組みでは、次に述べる2点を認識している。1点は、性自認や性の多様性にかかわらず、すべての人が、それぞれのニーズやアイデンティティが認識・尊重されるハラスメントのない安全な環境でスポーツを実践できるようにする必要性であり、もう1点は、すべての人（特にエリートレベルのアスリート）が、他の参加者に比べて不公平かつ不均衡な優位性を持つ参加者がいない、公正な競技大会に参加できることの重要性である。

最後に、IOCは、ハイレベルな組織的競技大会のほとんどが、男性と女性のカテゴリーで別々に競われていることも認識している。この観点から、ここに記載されている原則は、これらの各カテゴリーの競技が公平かつ安全であると同時に、トランスジェンダーであるという自認や性の多様性を理由にアスリートが排除されないことを目的としている。

女子および男子カテゴリーへの参加を規制するために資格基準を設定しなければならない場合、当該基準の策定と運用は、国際的に認められた人権の尊重、確固たる根拠、およびアスリートとの協議に基づいた包括的なアプローチの一環として行われるべきである。その際、アスリートの健康とウェルビーイング（幸福）に害を及ぼすことのないよう、予防措置を講じるべきである。

## 原則

---

この枠組みは、首尾一貫した全般に渡るものであると認識されるべきであり、国際競技連盟やその他の競技団体が、それぞれの競技、種別、種目におけるハイレベルな組織的競技大会のための資格規則を設定し、実施する責任を果たす際に、また、より一般的には、包摂、性自認や性の多様性に基づく差別のない観点から安全で公正な競争を保証する際に考慮されるべきものである。

これらの原則は、ハイレベルな組織的競技大会の特定のニーズを念頭に起草されているが、以下に反映されている包摂と差別のない一般原則は、スポーツのあらゆるレベルで促進され、擁護されるべきものである。

### 1. 包摂

---

- 1.1 性自認、性別表現、および／または性の多様性にかかわらず、誰もが安全に、偏見なくスポーツに参加できるべきである。
- 1.2 スポーツ環境や施設が、あらゆる性自認の人々に快適なものとなるよう、対策が講じられるべきである。
- 1.3 競技団体は、関係者（ステークホルダー）から提供されたトレーニング、能力構

築、キャンペーンを通じて、包摂を推進し、性自認および／または性の多様性に基づく差別を防止するために協力すべきである。

- 1.4 トランスジェンダーの人々や性の多様性がある人々の特定のニーズや脆弱性を考慮し、スポーツにおけるハラスメントや虐待を防止するための仕組みをさらに発展させるべきである。
- 1.5 競技団体が、ハイレベルな組織的競技大会の特定の競技における男女別カテゴリーの参加条件を決定するための参加資格基準を設定する場合、この枠組みに含まれる原則を尊重した形でその基準を制定し適用すべきである。このような基準を設定する責任のある個人または組織は、このような課題がここに述べる原則に沿って対応されることが保証されるために、適切な研修を受けなければならない。
- 1.6 このような措置や仕組みの設計、運用、評価は、影響を受けることになる幅広い層のアスリートとの協議の上で行われるべきである。

## **2. 被害の防止**

---

- 2.1 参加資格基準を定める際には、アスリートの身体的、心理的および精神的なウェルビーイング（幸福）が優先されるべきである。
- 2.2 競技団体は、参加資格基準の設計、運用および／または解釈から生じる可能性のある、アスリートの健康およびウェルビーイング（幸福）に対する直接的・間接的な負の影響を特定し、防止すべきである。

## **3. 差別のないこと**

---

- 3.1 参加資格基準は、性自認、身体的外見および／または性の多様性に基つき、アスリートを組織や制度として排除することのない方法で、公平に制定され、運用されるべきである。
- 3.2 原則 4 に合致する参加資格基準を満たすことを条件として、アスリートは、自己決定した性自認に最も当てはまるカテゴリーで競技を行うことが認められるべきである。
- 3.3 競技上の不均衡な優位性を判断するための基準は、時として、アスリートの競技パフォーマンスおよび身体能力に関する検査を必要とする場合がある。しかし、いかなるアスリートも、性別、性自認および／または性の多様性を理由として、またはそれらを決定づける目的で、検査の対象とされるべきではない。

## 4. 公平性

---

- 4.1 競技団体が、ある大会の男性および女性カテゴリーの参加資格基準を設定することを選択する場合、次のような観点で行うべきである。
- a) カテゴリー内のいかなるアスリートも、不公平で不均衡な競技上の優位性（すなわち、身体を変えることにより得られる優位性、またはエリートレベルの競技に存在する他の優位性を不均衡に上回る優位性）を有していないという確証を提供すること。
  - b) 他のアスリートの身体的な安全に対する危険を防止すること。
  - c) アスリートが、あるカテゴリーの競技大会に参加する目的で、一貫して持続的に使用している性自認とは異なる性自認を主張することを防止すること。

## 5. 優位性に関する推定を行わないこと

---

- 5.1 いかなるアスリートも、性の多様性、身体的外見、トランスジェンダーであるために、不公平な競技上の優位性があると申し立てられたり、認識されるという根拠のない排他的な理由に基づいて、出場を妨げられたり、競技から除外されたりしてはならない。
- 5.2 アスリートは、（原則 6 による）証拠により判断されるまで、性の多様性、身体的外見、トランスジェンダーであることを理由に、不公平または不均衡な競技上の優位性を有すると見なされるべきではない。

## 6. 証拠に基づいたアプローチ

---

- 6.1 参加資格基準により制限を行う場合は、信頼性の高い、審査を受けた研究に基づくものでなければならない。
- a) 不公平で不均衡な競技上の優位性が一貫して存在することおよび／または他のアスリートの身体的な安全に対するリスクが回避できないことが示されていること。
  - b) 制限を行おうとする参加資格基準の対象となるジェンダーと競技レベルの面で統計学的に整合性のある調査対象群から収集したデータに主として基づいていること。
  - c) 制限を行おうとする参加資格基準の特定の競技、種別、種目において、不公平で不均衡な優位性があることおよび／または回避できないリスクがあることが示されていること。
- 6.2 参加資格基準によりアスリートがある競技大会に参加できない場合、そのアス

リートは、

- a) 同じ性別カテゴリーにおいて参加資格のある、他の競技や種目に参加することが認められるべきである。
- b) 国際競技連盟または他の競技団体の最終的な決定に対し、オンブズパーソン等の適切な内部調停機構および／またはスポーツ仲裁裁判所の手続きを通じて、救済を求めることが可能であるべきである。

## **7.健康および身体の自律性の優先**

---

- 7.1 アスリートは、国際競技連盟、競技団体またはその他の関係者から（参加資格基準またはその他の方法により）、参加資格基準を満たすために医学的に不必要な処置または治療を受けるよう圧力を受けることがあってはならない。
- 7.2 参加する性別カテゴリーの資格を決定する基準は、アスリートの身体の性別、性の多様性、ジェンダーを決定することを目的とした婦人科診査または同様の形態の侵襲的な身体検査を含んではならない。
- 7.3 競技団体は、被害につながる可能性のある参加資格基準の解釈を防ぐために、コーチ、マネージャー、その他のアントラージュを教育するよう努めるべきである。

## **8. ステークホルダーを中心に据えたアプローチ**

---

- 8.1 競技団体は、参加資格基準の起草、見直し、評価、更新を行う時には、被害を防止するために、悪影響を受ける可能性のある多様なアスリートたちと有意義な協議を行うべきである。
- 8.2 アスリートの競技力に影響を与えるいかなる決定も、中立性と不偏性など手続上の公正性・公平性が確保された基本的な基準に従うべきである。
- 8.3 競技団体は、アスリートおよびその他の影響を受ける関係者が、性別の資格に関連する懸念や苦情を表明できるよう、アクセスしやすい正当で安全かつ予測可能な手段を提供する内部の仕組みを整備するべきである。

## **9. プライバシーの権利**

---

- 9.1 競技団体は、参加資格に関する意思決定過程の透明性を確保する一方で、そのような規制の影響を受ける可能性のある個人のプライバシーを保護するよう努めなければならない。これには、適用される法律および国際基準を遵守して取り扱われるべき、参加資格決定に関わる範囲で処理されるすべての個人を特定できる情報が含まれる。

- 9.2 ドーピング防止との関連において収集された、テストステロン値を含むアスリートの医療情報は、適用されるプライバシー法を遵守して取り扱われなければならない。また当該情報は、収集時にアスリートに開示された目的のためにのみ使用されなければならない。
- 9.3 男性または女性カテゴリーの参加資格を決定する目的で取得されるデータの収集に先立ち、アスリートからインフォームド・コンセント（十分な情報を得た上での同意）を得なければならない。
- 9.4 競技団体は、アスリートの同意がない限り、アスリート機密の健康情報およびその他の個人情報を公にすることを避けるべきである。加えて、競技団体は、参加資格について公に伝える最善の方法について、当該アスリートと協議するべきである。

## 10. 定期的な見直し

---

- 10.1 参加資格基準は、この分野に関連するあらゆる倫理、人権、法律、科学、医学の進歩を反映するため、（見直しの時期を）予測することができるような定期的な見直しがなされるべきであり、見直しの適用の影響を受ける利害関係者からの意見が含まれなければならない。

\*\*\*\*\*

英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます